

仕 様 書

件 名	奄美駐屯地 古紙売払	作成年月日	令和5年1月23日
		所 属	奄美警備隊後方支援隊営繕班

1 場 所

鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番地9号 陸上自衛隊奄美駐屯地

2 概 要

奄美駐屯地から排出される古紙（ダンボール・その他紙類（新聞紙・雑誌・本））の回収

3 期 間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 年間排出予定数量

区 分	予定数量	備 考
古紙（ダンボール・その他紙類 （新聞紙・雑誌・本））	9, 320 kg	別紙のとおり

5 一般事項

- (1) 本件は、本仕様書により実施するものとする。また、本仕様書に記載なき事項であっても、本件に必要な事項は係官と調整の上実施するものとする。
- (2) 駐屯地内に入出門する際の手続きは、官側の指示に従い実施するものとする。
- (3) 回収の際、駐屯地施設を損傷、汚損した場合は、請負者の責任において、速やかに原形に復旧すること。
- (4) 駐屯地内の走行には十分に注意し事故のないよう努めること。
- (5) 不明な事項は係官と調整の上、実施するものとする。

6 特記事項

- (1) 回収日は毎週水曜日を基準とする。
また、回収日が祝祭日の場合又は、長期休暇期間前後等の資源量によっては、回収日の調整を行うことがある。
- (2) ゴミ置き場の位置は、別図のとおりとする。
- (3) 回収量確認伝票は一か月毎に提出すること。
- (4) 回収作業において、作業現場の風紀・衛生管理上、収集後は、積み残しのないよう十分に注意を払うものとする。また、リサイクルが不可能なほどに濡れ等汚損している紙資源については、回収不可能の旨貼紙等表示をすること。

令和5年度奄美駐屯地古紙売払 予定数量等

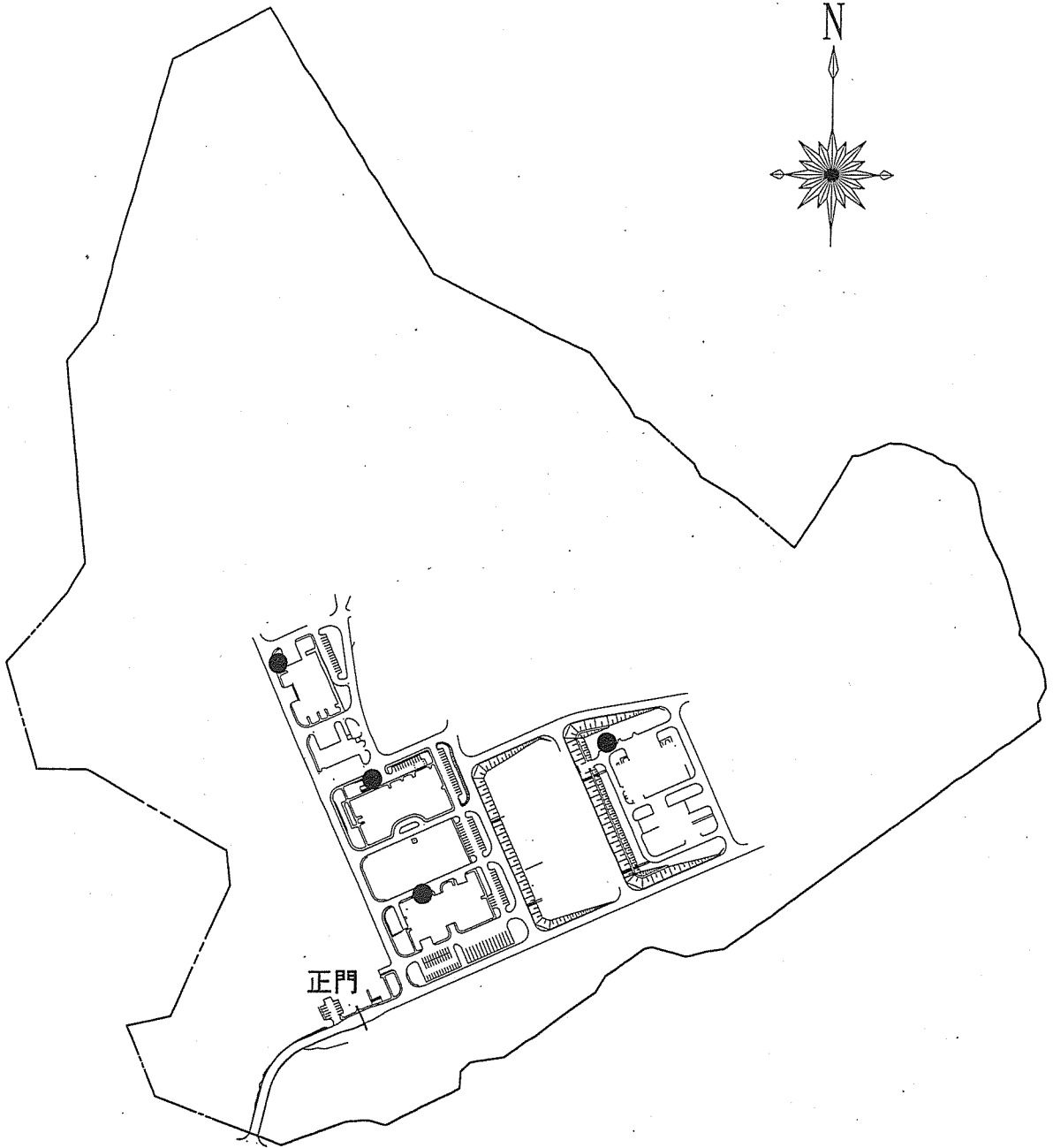
月	予定数量 (kg)	備考
4月分	810	
5月分	490	
6月分	620	
7月分	540	
8月分	550	
9月分	700	
10月分	430	
11月分	660	
12月分	1,010	
1月分	700	
2月分	810	
3月分	2,000	
合計	9,320	

※ 古紙全体における内訳については、概ね、

ダンボール類 : その他紙類 (新聞紙・雑誌・本)

80% : 20% = 100%

ゴミ置き場位置図



凡 例	
●	ゴミ置き場 (4箇所)

仕 様 書

件 名	瀬戸内分屯地 古紙売払	作成年月日	令和5年1月23日
		所 属	奄美警備隊後方支援隊営繕班

1 場 所

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子684番地2 陸上自衛隊瀬戸内分屯地

2 概 要

瀬戸内分屯地から排出される古紙（ダンボール・その他紙類（新聞紙・雑誌・本））の回収

3 期 間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 年間排出予定数量

区 分	予定数量	備 考
古紙（ダンボール・その他紙類 （新聞紙・雑誌・本））	5, 580 kg	別紙のとおり

5 一般事項

- (1) 本件は、本仕様書により実施するものとする。また、本仕様書に記載なき事項であっても、本件に必要な事項は係官と調整の上実施するものとする。
- (2) 駐屯地内に出入門する際の手続きは、官側の指示に従い実施するものとする。
- (3) 回収の際、駐屯地施設を損傷、汚損した場合は、請負者の責任において、速やかに原形に復旧すること。
- (4) 駐屯地内の走行には十分に注意し事故のないよう努めること。
- (5) 不明な事項は係官と調整の上、実施するものとする。

6 特記事項

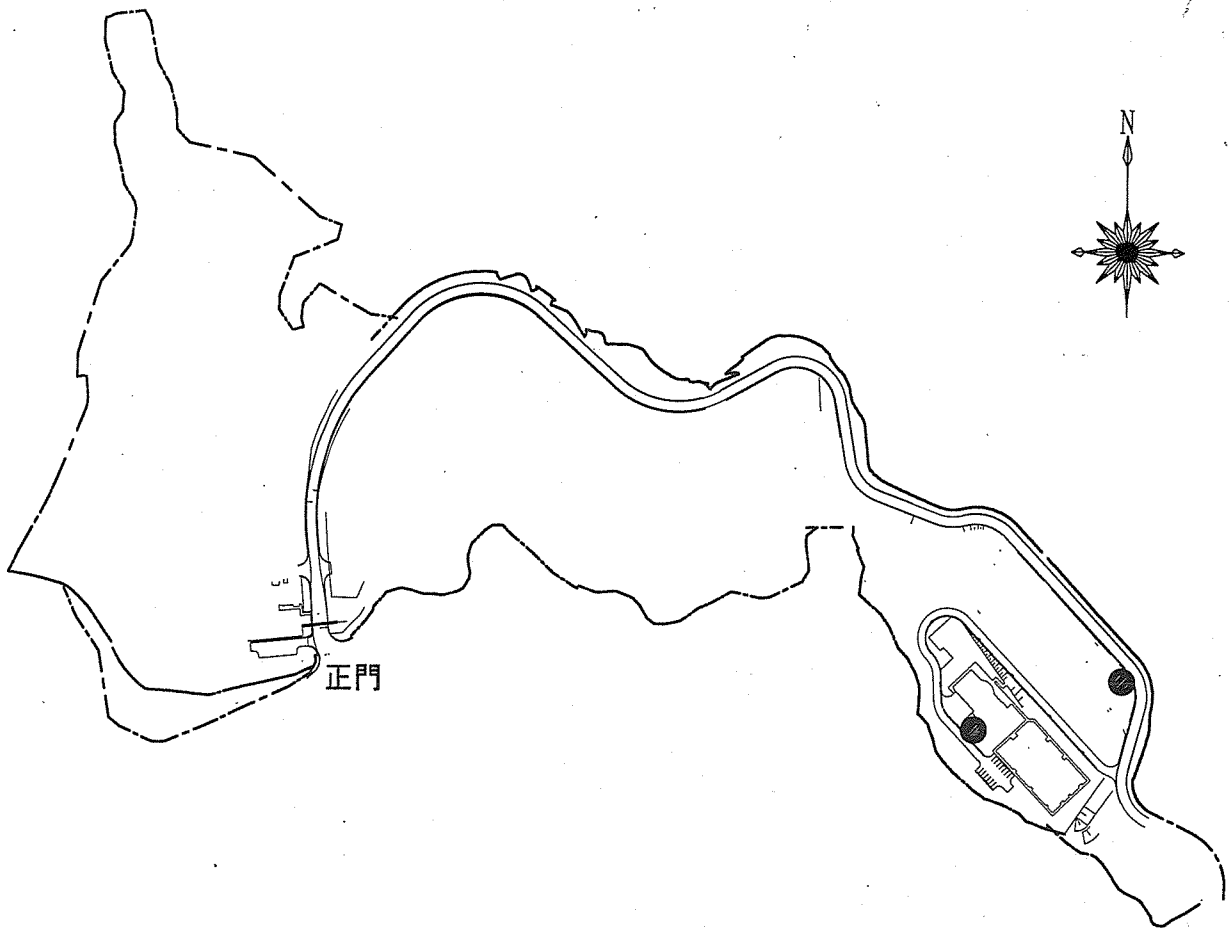
- (1) 回収日は第4水曜日を基準とする。
また、回収日が祝祭日の場合又は、長期休暇期間前後等の資源量によっては、回収日の調整を行うことがある。
- (2) ゴミ置き場の位置は、別図のとおりとする。
- (3) 回収量確認伝票は一箇月毎に提出すること。
- (4) 回収作業において、作業現場の風紀・衛生管理上、収集後は、積み残しのないよう十分に注意を払うものとする。また、リサイクルが不可能なほどに濡れ等汚損している紙資源については、回収不可能の旨貼紙等表示をすること。

令和5年度瀬戸内分屯地古紙売払 予定数量等

月	予定数量 (kg)	備 考
4月分	260	
5月分	650	
6月分	760	
7月分	100	
8月分	550	
9月分	230	
10月分	160	
11月分	250	
12月分	460	
1月分	500	
2月分	660	
3月分	1,000	
合 計	5,580	

※ 古紙全体における内訳については、概ね、
ダンボール類 : その他紙類 (新聞紙・雑誌・本)
80% : 20% = 100%

ゴミ置き場位置図



凡 例	
●	ゴミ置き場